岐阜県道路管理支援業務委託特記仕様書

(適用範囲)

- 第1条 本特記仕様書(以下「本仕様書」という。)は、岐阜県高山土木事務所(以下「発注者」という。)から委託を受ける者(以下「受注者」という。)が実施する岐阜県道路管理支援業務委託(以下「本業務」という。)に適用する。
- 2 本業務の履行にあたっては、本仕様書によるほか、岐阜県道路パトロール業務委託実施要領に基づき実施するものとする。
- 3 本業務の履行にあたっては、関係法令を遵守しなければならない。

(業務従事者)

- 第2条 パトロール業務従事者(以下「業務従事者」という。)は、受注者が選定した者のうちから、発注 者が承認した者とする。
- 2 業務従事者の区分は次のとおりとする。
 - (1) 責任者

道路管理支援士、技術士(総合技術監理部門又は建設部門)、一級土木施工管理技士、RCCM、社会基盤メンテナンスエキスパート (ME) のうち、いずれかの資格を有し、道路の維持管理に関する知識及び経験を有する者

(2) 運転手

普通自動車運転免許(道路交通法の改正(H19.6.2施行)により、中型自動車免許とみなされるものを含む。)取得後、3年以上経過した者

年齢が満65歳以下(H24.4.1現在)かつ直近1年間で無事故無違反である者。

(3)作業員

道路の維持管理に関する知識を有する者

(パトロールの種類)

第3条 パトロールの種類は、通常パトロール(日常に実施するパトロールで、道路施設の状況及び交通に 対する安全性等について点検するもの)とし、原則としてパトロール車から目視により行い、必要がある 場合は徒歩により実施する。

(パトロールの実施)

- 第4条 本業務は、第2条に定める業務従事者で実施するものとし、編成は責任者、運転手及び作業員の3 名で構成するものとする。
- 2 本業務は、発注者の指示により実施させるものとする。
- 3 本業務に使用する車両は、道路交通法施行令第14条の2による道路維持作業用自動車とし、受注者が 調達するものとする。
- 4 パトロール業務実施中は、黄色回転灯を点灯するものとする。
- 5 本業務の実施日は別表1に定める。
- 6 本業務は、8時30分~17時15分の間に実施することを原則とする。ただし、発注者の要請がある場合はこの限りではない。

- 7 本業務に先立ち、当日のパトロールの重点事項等について、監督員と打ち合わせを行うものとする。 (貸与図書等)
- 第5条 受注者は、発注者から貸与を受けた図書 (パトロールに必要な図面等) について、善良な管理者の 注意をもって管理を行わなければならない。また、本業務終了時には貸与図面等を返却し、監督員の確認 を受けるものとする。
- 2 受注者は、発注者が貸与するポータブルPC等の機器を使用し、業務中に取り扱った事項の内容、措置 状況等を入力し、様式第1号及び様式第2号により結果を出力の上、直ちに監督員に報告する。

(パトロール区域)

第6条 パトロールの路線及び区間は別紙のとおりとする。

(事故報告)

第7条 業務従事者は、本業務従事中に事故が発生したときは、速やかにその状況を監督員に報告しなければならない。

(その他)

第8条 その他、本仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。